

石川労働局発表
令和2年7月31日（金）

〔照会先〕

石川労働局労働基準部
監督課長 野田 宏
監察監督官 坂本 千秋
電話 076 (265) 4423
FAX 076 (265) 4431

報道関係者 各位

平成31年・令和元年の監督指導、司法処理状況等を公表します

～ 定期監督等を実施した事業場の69.6%で法違反 ～

石川労働局（局長 ^{たけくま} 武隈 ^{よしかず} 義一）では、管下の四つ（金沢・小松・七尾・穴水）の労働基準監督署が平成31年1月から令和元年12月までの1年間に実施した定期監督等の監督指導、申告処理及び司法事件処理の状況について、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

1 定期監督等の監督指導（*1）の状況

- 平成31年・令和元年に実施した定期監督等の件数：1,585件（前年比30件(1.9%)増）
- うち労働基準関係法令違反が認められた件数：1,103件（違反率69.6%）

2 申告処理（*2）の状況

- 平成31年・令和元年に新たに受理した申告の件数：267件（前年比39件(17.1%)増）
- 主な内容（1件の申告で複数の内容に該当する場合はそれぞれに重複して計上）
 - ・賃金不払に関するもの：216件
 - ・解雇に関するもの：44件
 - ・最低賃金に関するもの：26件

3 司法事件処理の状況

- 平成31年・令和元年に金沢地方検察庁へ送検した事案の件数：7件（前年比8件（53.3%）減）
- 内訳
 - ・危険防止措置の不備による等労働安全衛生法違反：4件
 - ・定期賃金の不払、長時間労働等による労働基準法違反：3件

このような状況を踏まえ、石川労働局及び管下四つの労働基準監督署では、引き続き、事業場に対する監督指導等を通じ、法令で定められた最低労働条件の履行確保を図るとともに、賃金不払等の申告事案については、迅速・的確に対応することとしています。

また、是正意欲が認められないなどの重大・悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

（*1）「定期監督等の監督指導」とは、定期的に、又は労働災害の発生若しくは働く人などからの情報等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のことです。

（*2）「申告」とは、労働者が労働基準監督署に対し、事業場が労働基準法等に違反している旨を申し立てることです。申告を受けた労働基準監督署では、事業場を臨検又は事業主の出頭を求める等した上で違反の事実を確認し、是正を勧告するなどにより改善を図ります。

(参考資料)

1 定期監督等の監督指導の実施状況

(1) 定期監督等の監督指導の概要

県内の事業場に対して定期監督等の監督指導を合計1,585件実施しました。

平成31年・令和元年は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を図るための指導、一般労働条件の履行確保に係る指導、労働災害が多発している業種に対する業態に応じた災害防止に係る指導、健康に有害な化学物質を使用する事業場に係る指導などを重点的に実施しました。

(2) 業種別の監督指導実施状況

主な業種別の監督指導実施状況は、製造業が568件（35.8%）、建設業が377件（23.8%）、商業が221件（13.9%）、保健衛生業が99件（6.2%）、接客娯楽業が91件（5.7%）、運輸交通業が57件（3.6%）などです。

(3) 主な法違反の状況

監督指導を実施した1,585件のうち、1,103件（69.6%）で、労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係の法違反が認められました。

業種別では、保健衛生業（77.8%）、製造業（76.6%）、運輸交通業（73.7%）、商業（73.3%）、接客娯楽業（69.2%）などで違反率が高くなっています（表1）。

違反内容としては、違法な時間外労働や割増賃金の不払、安全・衛生基準の不備・不履行に関するものが多くを占めています（表2）。

表1 業種別の監督指導実施状況

主な業種	平成 31 年・令和元年			平成 30 年
	監督件数	違反件数	違反率	違反率
製造業	568	435	76.6%	73.1%
建設業	377	211	56.0%	57.3%
運輸交通業	57	42	73.7%	81.8%
商業	221	162	73.3%	76.1%
保健衛生業 (病院・社会福祉施設など)	99	77	77.8%	78.3%
接客娯楽業 (旅館・飲食店など)	91	63	69.2%	88.3%

表2 主要違反の状況

労働条件に関する法違反の状況	違反件数 () 内は前年の違反率
① 時間外労働（労働基準法第32条） 1週40時間、1日8時間を原則とする法定の労働時間の枠組みが確保されていないものであり、労使協定届（いわゆる「36協定」）のない時間外労働や労使協定を超える時間外労働を含む。	366件 違反率 23.1% (21.0%)
② 割増賃金（労働基準法第37条） 時間外・休日労働、深夜労働に対する割増賃金を支払っていないものであり、賃金不払残業（いわゆる「サービス残業」）のほか、実績に応じ支払っているが、単価計算に誤りがあるものを含む。	320件 違反率 20.2% (15.5%)
③ 就業規則の作成・届出（労働基準法第89条） 常時10人以上の労働者を使用する事業場に義務付けられている就業規則の作成を行わず、又は必要な変更を行っていないもの、また、所轄の労働基準監督署に届け出していないもの。	186件 違反率 11.7% (5.4%)
④ 労働条件の明示（労働基準法第15条） 労働者を雇い入れる際には、雇用期間、就業場所、労働時間、休日、賃金等の主要な労働条件を書面で明示することとされているが、口頭によるもの、又は明示すべき事項が明示されていないもの。	154件 違反率 9.7% (8.1%)
⑤ 最低賃金（最低賃金法第4条） 石川県最低賃金、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金を支払っていないもの。	93件 違反率 5.9% (3.2%)
労働安全衛生に関する法違反の状況	違反件数 () 内は前年の違反率
① 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（労働安全衛生法第66条の4） 健康診断の結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴取していないもの。	401件 違反率 25.3% (13.9%)
② 安全基準の履行（労働安全衛生法第20条～第25条） 製造業におけるプレス機械や木材加工用機械、建設業における車両系建設機械に代表される機械・設備による危険、建設現場等の高所からの墜落・転落等の危険などに対する労働災害防止のために必要な措置を講じていないもの、又は措置が不十分となっている等法令の要件を具備していないもの。	205件 違反率 12.9% (16.0%)
③ 定期健康診断の実施（労働安全衛生法第66条、安衛則第44条） 常時使用する労働者に、1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施していないもの。	113件 違反率 7.1% (6.6%)
④ 衛生基準の履行（労働安全衛生法第20条～第25条） 粉じん、有機溶剤、特定化学物質など有害物を取り扱う作業等において健康障害を防止するために必要な措置を講じていないもの、又は措置が不十分となっている等法令の要件を具備していないもの。	85件 違反率 5.4% (5.4%)
⑤ 機械設備の定期自主検査の実施（労働安全衛生法第45条） プレス機械、フォークリフト、車両系建設機械などに必要な1年以内ごとに1回の法定事項に関する検査を実施していないもの。	75件 違反率 4.7% (6.7%)
⑥ 作業主任者の選任等（労働安全衛生法第14条） 労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、労働者の指揮等を行う作業主任者を選任等していないもの。	60件 違反率 3.8% (4.9%)

2 申告処理の状況

(1) 申告処理の概要

平成31年・令和元年中に新たに労働者からの申し立てを受けた申告は、267件でした（図1）。

申告の主な内容は、賃金不払に関するものが216件（80.9%）、解雇に関するものが44件（16.5%）、最低賃金に関するものが26件（9.7%）でした（1件の申告で複数の内容に該当する場合はそれぞれに重複して計上。）（表3）。

(2) 申告処理件数の動向

業種別に見ると、接客娯楽業49件（18.4%）、運輸交通業40件（15.0%）、商業34件（12.7%）の順に多く、この3業種で申告処理全体の46.1%を占めています。

平成22年以降、景気の緩やかな回復基調を背景に、申告処理件数は減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

図1 申告処理件数の推移

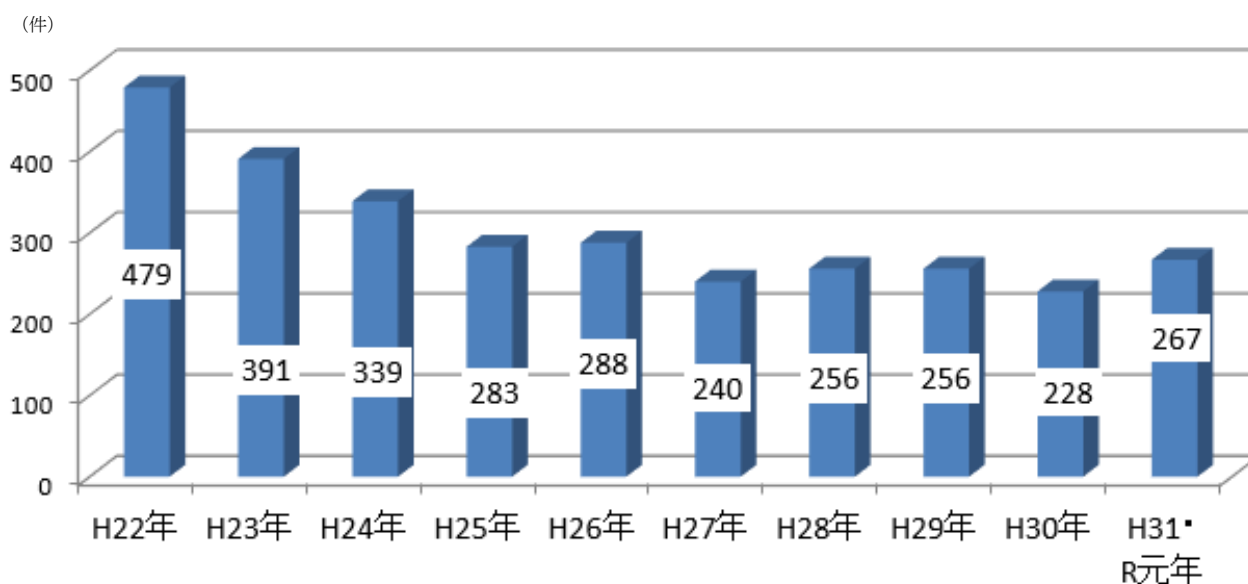


表3 主要申告事項別申告件数の推移

年	受理件数	主要申告事項※			
		賃金不払	解雇	労働時間等	最低賃金
平成22年	479	388	88	10	17
平成23年	391	329	76	20	47
平成24年	339	291	50	21	62
平成25年	283	249	41	12	15
平成26年	288	237	66	9	12
平成27年	240	199	48	6	12
平成28年	256	215	34	11	7
平成29年	256	209	42	9	16
平成30年	228	179	44	11	11
平成31年・令和元年	267	216	44	7	26

※ 1件の申告で複数の内容に該当する場合はそれぞれに重複して計上。

3 司法事件処理の状況

(1) 司法事件処理の概要

労働基準法及び労働安全衛生法違反で合計7件の司法事件を金沢地方検察庁（各支部及び各区検察庁）へ送検しました（図2）。

(2) 業種別、主要違反事項別の送検状況

業種別では、製造業3件、建設業1件、運輸交通業1件、その他の事業2件となっています。

また、主要違反事項別では、定期賃金の不払いによる労働基準法違反が3件、労働災害を契機として明らかとなった危険防止措置の不備による労働安全衛生法違反が2件、労災かくしによる労働安全衛生法違反が2件となっています（表4）。

(3) 送検件数の動向

送検件数は、10件前後で増減を繰り返しています。

図2 送検件数の推移（事業場数）

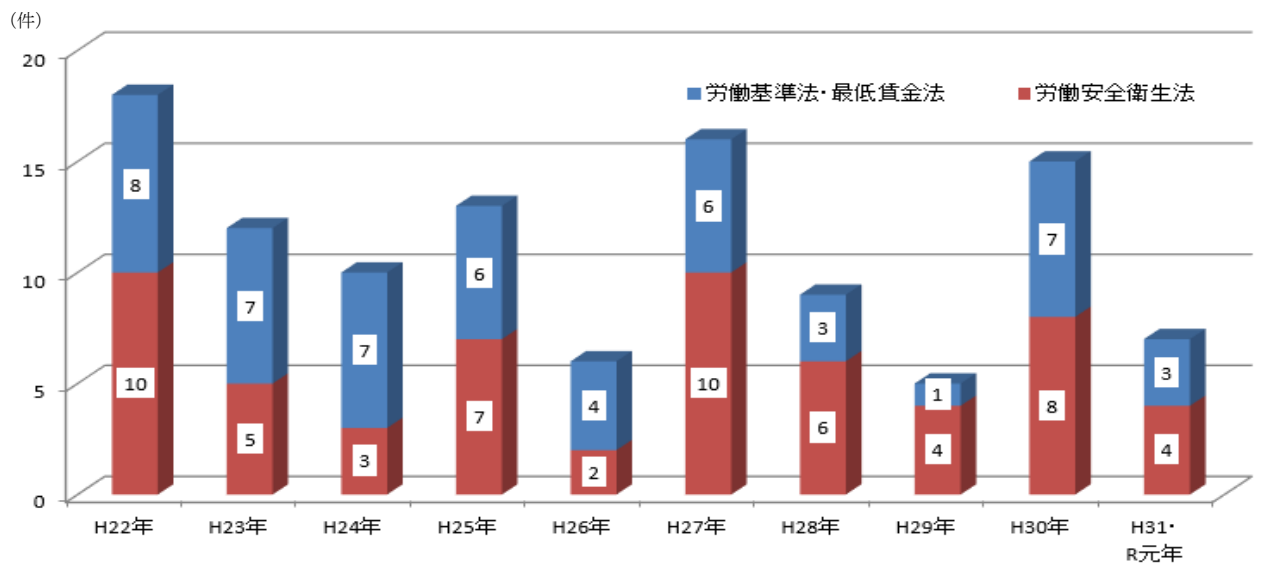


表4 主要違反事項の内訳

年	合計	労働基準法・最低賃金法			労働安全衛生法		
		賃金不払	労働時間	その他	災害防止	労災かくし	その他
平成22年	18	7 (1)	1		9	1	
平成23年	12	6 (1)		1 (強制労働)	2	2	1 (検査証)
平成24年	10	7 (1)			1	2	
平成25年	13	5 (1)	1		4	2	1(作業主任者)
平成26年	6	4 (1)			1	1	
平成27年	16	6 (1)			9	1	
平成28年	9	2 (1)	1		6		
平成29年	5	1 (0)			4		
平成30年	15	3 (1)	2	2 (中間搾取)	5	1	2 (石綿)
平成31年・令和元年	7	3 (0)			2	2	

注1)送検事案ごとに主たる違反事項を計上したもの。

注2)賃金不払には、労働基準法第37条違反（割増賃金の不払）を含み、（）に内数として表示。

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」の取組みを
労働時間相談・支援班が
サポートします。

以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ㊦ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ㊦ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ㊦ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ㊦ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に**利用可能な助成金**



残業時間を減らしたいとは思うけど、
どうすればいいんだろう？

有給休暇をうまく使いたいののは
やまやまなんだけど…

うちの会社の
労働時間制度は
このままで
いいのかな…？

「労働時間相談・支援班」が、個別訪問により、
関係法令への対応や労務管理上の問題解決を支援しています！

個別訪問支援申込書をFAXいただくか、お電話にてお申込み
いただけます。まずはお気軽にお尋ねください。



◆ 労働基準監督署に設置された「労働時間相談・支援コーナー」でも支援します。



石川労働局・労働基準監督署

石川働き方改革推進支援センターのご案内

石川働き方改革推進支援センターでは、石川労働局からの委託を受けて、働き方改革の対応に向けた相談支援を無料で実施しております。

忙しくて相談に行く暇がない…そんな場合でも大丈夫！

◆社会保険労務士等の専門家が事業所に訪問し、労務管理上の疑問点をお聞きし、最大5回まで支援を行っています。

無料

◆管理職向け等の企業内セミナーの講師派遣もご相談下さい。

働き方改革に取り組むに当たり、以下の対応はお済みですか!?

1 有給休暇年5日取得

2 時間外労働の上限規制

3 同一労働 同一賃金

サポート事例

【ご相談内容】
現行の就業規則が実態と合っていない。

【支援内容】

- 就業規則の改正事項を記載例を示しながら改正まで支援を実施。
- 併せて36協定の新様式の策定支援や活用できる助成金をご案内。

無料でサポート



<働き方改革>
応援団長 松木安太郎

【ご相談内容】
同一労働同一賃金の対応に向けて、現在の状況に問題がないか確認してほしい。

【支援内容】

- 「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等を使い、点検・確認。
- 確認の結果、不合理でないと認められない待遇があった。施行までに対応を実施

サポート事例の詳細は「働き改革特設サイト」へ



ご相談窓口

石川働き方改革推進支援センター フリーダイヤル ☎ 0120-319-339



石川働き方改革推進支援センター

所在地

金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3F
一般社団法人 石川県経営者協会内

連絡先

☎ 0120-319-339 (フリーダイヤル)
✉ roudou@ishikawakeikyo.or.jp

まず
電話

HP

<http://www.ishikawakeikyo.or.jp>



<働き方改革>
チアリーダー 村山輝星

相談日時

平日 9時 ~ 17時まで

石川働き方改革推進支援センター
企業への訪問相談 / 社内セミナー開催 FAX申込書

FAX : 076-231-0228
(申込書受領後、訪問日時等のご相談の連絡をいたします)

貴社名		ご担当者	
部署		TEL	
所在地		FAX	

【訪問相談の希望】

第1希望： 月 日 (曜日) 午前・午後

第2希望： 月 日 (曜日) 午前・午後

第3希望： 月 日 (曜日) 午前・午後

【社内セミナー開催】

セミナー講師派遣希望

開催希望日：

月 日頃

【相談内容】

働き方改革関連法の説明

労働時間関係

年次有給休暇

同一労働同一賃金

人手不足関係

助成金関係

その他

(具体的な相談内容をお書きください)

※ご記入いただいた個人情報は、ご相談受付の目的のみ使用し、目的以外の使用は致しません。